

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号 相続税
更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国(武蔵野税務署長)

令和4年3月3日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年7月14日判決、本資料27
1号-84・順号13586)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年10月29日判決、本資料2
70号-114・順号13474)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、そ
の実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する
事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

令和4年3月3日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 安浪 亮介

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也

裁判官 岡 正晶

裁判官 堺 徹



当事者目録

上	告	人	兼	申	立	人	甲	_____								
上	告	人	兼	申	立	人	乙	_____								
上	告	人	兼	申	立	人	丙	_____								
上	告	人	兼	申	立	人	丁	_____								
上	記	5	名	訴	訟	代	理	人	弁	護	士	鳴	田	貴	文	ほか
被	上	告	人	兼	相	手	方					鳴	田	貴	文	ほか
同	代	表	者	法	務	大	臣					国	川	禎	久	
同	指	定	代	理								古	野	英	彦	
												川				